

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
福島県	県空き家・ふるさと復興支援事業 (空き家改修等支援事業)	東日本大震災で被災された方、県外から福島県に移住される方で空き家を利用して定住する方にリフォーム資金最大190万円(ハウスクリーニング等最大40万円、リフォーム工事費1/2かつ最大150万円)を補助。 ※移住者で子育て世帯の方は最大250万円(ハウスクリーニング等最大40万円、リフォーム工事費1/2かつ最大210万円)	建築指導課 民間建築担当 TEL 024-521-7529
福島県	福島県安全安心耐震促進事業	市町村が昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断及び補強計画の策定に補助する場合、その費用の一部を補助。 【補助額】最大154,000円/戸 県補助：38,500円/戸	建築指導課 民間建築担当 TEL 024-521-7529
福島県	福島県安心耐震サポート事業	市町村が昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修に補助する場合、その費用の一部を補助。 【補助額】最大100万円(工事費の1/2以内) 県補助 一般改修：43万円/戸 部分改修：25.8万円/戸	建築指導課 民間建築担当 TEL 024-521-7529
福島県	ふくしまの未来を育む森と住まいの ポイント事業	県産木材を使って木造住宅を建設等(新築・増改築・購入)した方にポイントを交付。(20万ポイント~30万ポイント)	県木材協同組合連合会 TEL 024-523-3307
福島県	住まいるマッチングナビ	空き家・古民家物件情報を登録、売りたい(貸したい)、買いたい(借りたい)方への相談・支援	県空き家・古民家相談センター TEL 024-521-5252
福島県	住んでみんかドットネット	福島県内の古民家・空き家に関して興味を持ち、居住を希望される方々への相談窓口(技術的相談や業者紹介などの改修サポート、活用における問題解決のサポートなど)	ふくしまの家地域活性化推進協議会 TEL 024-521-5252

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
二本松市	二本松市木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断専門家等派遣（自己負担（6000円～9000円）以外を市が負担）	建築住宅課/住宅係 TEL 0243-55-5133
二本松市	二本松市木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事に要する費用の2分の1以内の額を補助（工事区分に応じて補助上限額あり。100万円～60万円）	建築住宅課/住宅係 TEL 0243-55-5133
伊達市	伊達市安全安心耐震促進事業	木造住宅の耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担7000円）	管理課施設整備第一係 TEL 024-577-3147
伊達市	伊達市安心耐震サポート事業	耐震改修工事①一般耐震改修工事：工事に要する費用の2分の1以内かつ1,000,000円以内の額 ②簡易耐震改修工事：工事に要する費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額 ③部分耐震改修工事：工事に要する費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額	管理課施設整備第一係 TEL 024-577-3147
本宮市	本宮市マイホーム取得奨励金制度	市内に住宅を新規取得（中古住宅を含む。）して定住する方に対し奨励金を交付する。 ①中学生以下の子がいる世帯・・・30万円（うち、3万円を本宮商品券による交付） ②その他の世帯・・・20万円（うち、2万円を本宮商品券による交付）	政策推進課定住交流係 TEL0243-24-5323
本宮市	本宮市木造住宅耐震診断者派遣事業	木造住宅の耐震診断者派遣 個人負担：11,120円～12,160円	建設課建築係 TEL0243-24-5393
本宮市	本宮市木造住宅耐震改修支援事業	(1)一般耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の50%（上限額100万円） (2)簡易耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の50%（上限額60万円） (3)部分耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の50%（上限額60万円）	建設課建築係 TEL0243-24-5393
国見町	国見町木造住宅耐震者派遣事業	耐震診断専門家等の派遣（自己負担6000円）	建設課/管理係 TEL024-585-2972
国見町	国見町木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事に要する費用の2分の1以内の額を補助（工事区分に応じて補助上限額あり。100万円～60万円）	建設課/管理係 TEL024-585-2972

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
川俣町	川俣町木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断者の派遣対象とする住宅は、町内に存し、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。 (1)所有者が自ら居住する専用住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であるもの (2)昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅であるもの (3)一般診断法で対象としている在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法による木造3階建て以下であるもの (4)町長が別に定める重点的に対策が必要な地区等にあるもの (5)過去に、この要綱に基づく耐震診断等の派遣を受けていないもの (個人負担：6,000円～9,000円)	建設水道課 建設係 TEL024-566-2111
川俣町	川俣町木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修の補助の対象とする住宅は、町内に存し、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。 (1)所有者が自ら居住する専用住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延面積の2分の1以上のもの）であるもの (2)昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅であるもの (3)一般診断法で対象としている在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅であるもの (4)平成17年7月1日付け福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの (5)補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの (6)過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの ・一般耐震改修工事：費用の50%（上限額100万円） ・簡易耐震改修工事：費用の50%（上限額60万円） ・部分耐震改修工事：費用の50%（上限額60万円）	建設水道課 建設係 TEL024-566-2111
大玉村	木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅で、所有者自ら居住する住宅に、耐震診断者を派遣する。 個人負担：6,250円～7,300円	産業建設部建設課 Tel.0243-24-8144
大玉村	木造住宅耐震改修支援事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断を実施した結果、基準を満たさないと判断された住宅の改修工事費の一部を助成する。【補助率1/2、上限100万円（内容により60万円）】	産業建設部建設課 Tel.0243-24-8112

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
田村市	田村市木造住宅耐震診断者派遣事業	木造住宅の耐震診断者派遣個人負担：8,000円	都市計画課建築住宅係 TEL0247-82-1114
田村市	田村市木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事①一般耐震改修工事：工事に要する費用の2分の1以内かつ1,000,000円以内の額②簡易耐震改修工事：工事に要する費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額③部分耐震改修工事：工事に要する費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額	都市計画課建築住宅係 TEL0247-82-1114
玉川村	玉川村木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断等派遣費用を村が負担。耐震診断等の派遣に要する費用に掛かる消費税及び地方消費税個人負担。	地域整備課 TEL0247-57-4626
玉川村	玉川村木造住宅耐震改修助成事業	耐震改修工事に要する費用の2分の1以内で補助金限度60万円～100万円	地域整備課 TEL0247-57-4626
玉川村	玉川村定住促進事業	新築住宅取得に基本額30万円、転入者プラス40万円、15歳未満1名につき15万円補助	産業振興課 TEL0247-57-4629
玉川村	玉川村住宅リフォーム緊急支援事業	村内事業者による増改築・リフォームに工事費の20%最大20万円補助	産業振興課 TEL0247-57-4629
平田村	平田村空き家貸付助成金交付事業	村内に存在する空き家の所有者が、移住定住者に対し貸借を行う場合10万円の助成を行う。	総務課 TEL0247-55-3111
浅川町	浅川町木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担：当該費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の100分の5に相当する額）	建設水道課 TEL0247-36-1184
浅川町	浅川町木造住宅耐震改修助成事業	一般耐震改修工事で補助額は費用の2分の1以内かつ1,000,000円以内の額 簡易耐震改修工事及び部分耐震改修工事で補助額は費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額	建設水道課 TEL0247-36-1184
三春町	三春町空き家改修等及び空き家除却事業	空き家の改修等を行い移住又は定住する方及び住宅建築するために空き家を除却し移住又は定住する方に対し、その経費の一部を補助 （1）空き家を改修する工事 対象費用の2分の1の額以内 上限は150万円 （2）空き家の改修に併せて実施する「リクリ-ニング」等 対象経費の合計金額以内 上限は40万円 （3）空き家を除却する工事（除却後の住宅建築が条件となります） 町が算定した補助単価（円/㎡）に空き家の床面積を乗じて得た額以内 ただし、実際の費用が補助単価を下回る場合はその額 上限は250万円	建設課 建築グループ 0247-62-2113

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
小野町	ようこそ小野町定住祝い金交付事業	町内に定住する意思のあるUターン者で、住宅を取得して転入された方に、定住祝金として商品券を交付する。	企画政策課/企画政策担当 TEL0247-72-6939
小野町	木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅の耐震診断にかかる専門家派遣費用（154千円町負担、154千円を超える部分は個人負担）	地域整備課 TEL0247-72-6937

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
白河市	木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅の耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担8000円）	建築住宅課/営繕係 TEL0248-22-1111 （内線2266）
白河市	木造住宅耐震改修支援事業	耐震診断を実施した結果、基準を満たしていないと判断された住宅の特定の工事費の2分の1（100万円（内容により60万円）上限）を支援	建築住宅課/営繕係 TEL0248-22-1111 （内線2266）
白河市	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	手すりの取付け、段差の解消、洋式便器等への取替え等にかかる改修費用の9割に相当する額（上限15万円）。世帯の所得に制限あり。	高齢福祉課/高齢者支援係 TEL0248-22-1111 （内線2723）
白河市	公共下水道水洗化改造等補助事業	既存浄化槽等を廃止し、下水道に接続するための改造工事に要した費用の一部を補助金として交付する。	下水道課/施設管理係 TEL0248-22-1111 （内線2236）
白河市	公共下水道水洗化改造等利子補給事業	既存浄化槽等を廃止し、下水道に接続するための改造工事に要する費用を市内の金融機関から借入れた場合に、その借入利息を市が金融機関に支払うもの（上限70万円）	下水道課/施設管理係 TEL0248-22-1111 （内線2236）
白河市	白河市景観まちづくり補助金	良好な街並み景観に配慮した快適な暮らしを実現するため、景観の形成に要する費用について補助金を交付する（上限あり）。	都市計画課/景観係 TEL0248-22-1111 （内線2287）
白河市	白河市住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金	市内に住居を有し、かつ、自らが居住する住宅にシステムを設置した者又は市内にシステム付き新築住宅を購入した者に市内業者を利用した場合には1kwあたり1万5千円（上限6万円）を、市外業者を利用した場合には1kwあたり1万円（上限4万円）を交付する。	商工課/商工振興係 TEL0248-22-1111 （内線2247）
白河市	白河市空家改修等支援事業	空家所有者又は県内の他市町村からの移住者（東日本大震災で被災された方を除く。）に改修費最大150万円（事業費の2分の1）、家財処分費最大5万円を補助する。	企画政策課/政策推進係 TEL0248-22-1111 （内線2325）
白河市	白河市金融機関連携事業	市が東邦銀行及び常陽銀行の空家に関するローン商品を案内し、東邦銀行及び常陽銀行が当該商品の金利を優遇する。	企画政策課/政策推進係 TEL0248-22-1111 （内線2325）
白河市	三世帯同居・近居支援補助金事業	三世帯が同居・近居する場合には、中古住宅の取得及びリフォームに係る費用を補助する（中古住宅取得の場合：最大80万円 リフォームの場合：最大50万円）。	建築住宅課/建築係 TEL0248-22-1111 （内線2266）
西郷村	西郷村木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担6000円）	建設課 TEL 0248-25-1117
西郷村	西郷村木造住宅耐震改修支援事業	一般耐震改修工事で補助額は費用の2分の1以内かつ1,000,000円以内の額 簡易耐震改修工事及び部分耐震改修工事で補助額は費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額	建設課 TEL 0248-25-1117
棚倉町	棚倉町定住促進空き家改修補助金	福島県の空き家・ふるさと復興支援事業の交付決定を受けた空家に対して、県の事業に上乘せする形で空き家の改修費用の1/2の額を補助（上限250,000円）。	地域創生課 TEL0247-33-2112

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
棚倉町	棚倉町木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担6000円）	整備課 TEL0247-33-2114
棚倉町	棚倉町木造住宅耐震改修助成事業	一般耐震改修工事で補助額は費用の2分の1以内かつ1,000,000円以内の額	整備課 TEL0247-33-2114
矢祭町	矢祭町個人住宅改良支援事業	個人住宅の修繕、改修等にかかる工事費用50万円以上のうち、1割（上限20万円）補助する。	事業課 事業グループ TEL 0247-46-4577
矢祭町	矢祭町木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担6000円）	事業課 事業グループ TEL 0247-46-4577
矢祭町	矢祭町木造住宅耐震改修支援事業	(1)一般耐震改修工事：費用の50%（上限額100万円） (2)簡易耐震改修工事：費用の50%（上限額60万円） (3)部分耐震改修工事：費用の50%（上限額35万円）	事業課 事業グループ TEL 0247-46-4577
矢祭町	矢祭町子育て世帯定住支援事業	子育て世帯（中学生以下の子どもを扶養している又は妊娠している者がいる）が中古住宅を取得する際、3.3㎡あたり5千円（上限25万円）、町外からの定住者は1万円（上限50万円）助成する。	事業課 事業グループ TEL 0247-46-4577
塙町	塙町木造住宅耐震診断者派遣事業	建築士などを派遣し、木造住宅耐震診断を行う。診断費用1戸当たり15万4千円までは町で補助。その額を超えた分は自己負担。	まち整備課/まち管理係 TEL0247-43-2117
塙町	塙町木造住宅耐震改修支援事業	一般耐震改修：1,000,000円を上限として、工事費用の1/2以内 簡易耐震改修：600,000円を上限として、工事費用の1/2以内 部分耐震改修：600,000円を上限として、工事費用の1/2以内	まち整備課/まち管理係 TEL0247-43-2117

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
会津若松市	会津若松市HP及び市定住・二地域居住推進協議会Facebookページで情報発信	移住相談者等に対して、事業に関する情報以外にも地域の魅力について情報発信する。	地域づくり課/定住・二地域居住推進協議会 TEL 0242-39-1202
会津若松市	会津若松市空き家バンク登録者支援制度	空き家バンク制度の登録者（持ち主）に対して下記の3つの支援メニューのうち1つについて選択いただき、支援する。 ①ハウスクリーニングスタッフの派遣（2人×1日（6時間）を上限とし、協議会がシルバー人材センターからスタッフを派遣する。） ②立会いにかかる旅費の助成（遠方に居住する持ち主に対し、立会いの際に公共交通機関を利用した場合の交通費のうち2万円を上限とする額。） ③古民家鑑定士による鑑定費の一部助成（鑑定料金のうち2万円を上限とする額。）	地域づくり課/定住・二地域居住推進協議会 TEL 0242-39-1202
会津若松市	「ほたるの森移住体験住宅」	1ヶ月以上3ヶ月まで、会津若松市の実際の暮らしを体験できる体験住宅を運営	地域づくり課/定住・二地域居住推進協議会 TEL 0242-39-1202
会津若松市	新規就農支援	新規就農を希望する方のために相談から農業経営までの一貫した支援	農政課（会津若松市新規就農者支援センター） TEL 0242-39-1253
会津若松市	木造住宅耐震診断	耐震診断専門家等派遣（自己負担（8,000円程度）以外を市が負担）	都市計画課 TEL0242-39-1261
会津坂下町	若者定住促進住宅新築・購入補助	若者世帯（40歳未満）が会津坂下町に転入して住宅を取得して居住する方に最大100万円の補助（中古物件も可）	政策財務課/政策企画班 TEL 0242-84-1504
会津坂下町	空き家内家財道具等処分費費用補助	空き家バンクへの登録推進及び空き家の利活用を円滑に進めることを目的に、「空き家バンク」の登録物件に係る家財道具等処分費用の一部を補助。10万円を限度。（予算の範囲内での補助）	政策財務課/政策企画班 TEL 0242-84-1504
湯川村	空家改修事業補助	5年以上湯川村に定住する意思のある空き家購入者、または賃借者に対して改修費の2/3を補助（100万限度）	産業建設課/商工観光係 TEL 0241-27-8831
湯川村	空家解体事業補助	個人所有で倒壊等の恐れがあり、建て替えを目的としない家屋を解体しようとしている所有者の方へ解体工事費の1/3を補助（30万限度）	産業建設課/商工観光係 TEL 0241-27-8831
湯川村	新設水道給水工事費補助	定住を目的に新規に水道に加入する方で、接続道路に配水施設が講じられてない場合、配水施設から宅地までの水道給水工事について工事費の1/2を補助（50万限度）	産業建設課/商工観光係 TEL 0241-27-8831



## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
柳津町	住宅用新エネルギーシステム設置費補助金	住宅に新エネルギー設備（太陽光発電、太陽熱利用、ペレットストーブ及び薪ストーブ）を設置する場合、設置費の一部を補助する。 太陽光発電：太陽電池モジュールの最大出力に6万円を乗じて得る額とし、上限は24万円。 太陽熱利用：設置費の10分の1の額を補助する。上限は8万円。 ペレットストーブ、薪ストーブ：設置費の5分の1の額を補助する。上限は5万円。	総務課/企画財政班 TEL 0241-42-2112
柳津町	空き家除却支援事業補助金	町内に空き家を所有する人で、除却を希望する人に除却工事費の2分の1（最大50万円）の補助	総務課/企画財政班 TEL 0241-42-2112
柳津町	空き家改修支援事業補助金	町内に移住・定住を希望する人に改修工事費の2分の1（最大100万円）の補助	総務課/企画財政班 TEL 0241-42-2112
柳津町	空き家家財道具等処分費補助金（追加）	売買契約または賃貸契約もしくは使用貸借契約が成立した空き家の家財道具処分費用の10/10（上限10万円）を補助する。	総務課/企画財政班 TEL 0241-42-2112
柳津町	居住用家屋新築及び増改修に係る利子助成金交付	町内業者が町産木材を利用することで、3分の2まで（上限：新築は借入額1000万円まで等）の利子の補給	地域振興課/観光商工班 TEL 0241-42-2114
柳津町	起業者支援事業補助金（追加）	町内で新たに起業する方に対し、開業設備等（店舗、事務所の開設に伴う外装・内装工事費用（店舗・事務所の専用部分に限る））、登記申請費用（登録免許税、定款認定料、収入印紙代、各種証明書等取得費用は除く）に要した費用の1/2相当額（上限100万円）を補助する。	地域振興課/観光商工班 TEL 0241-42-2114
柳津町	住まいづくり支援事業補助金 エコ住宅改修支援事業補助金（変更）	住宅の所有者でその住宅に住んでいる方が町内業者を使って住宅の改修を行う場合、5万円以上の工事を対象として、改修工事に要した額の2分の1の額を補助する。上限は15万円。 5万円以上の住宅省エネ改修工事費用の1/2（上限15万円）を補助する。（変更）	建設課/建設班 TEL 0241-42-2117
柳津町	合併処理浄化槽設置事業	専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、5人槽382千円、6～7人槽532千円、8～10人槽732千円の額を限度として設置費用を補助する。	建設課/上下水道班 TEL 0241-42-2117
柳津町	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	家庭に要介護認定を受けている方がおらず、60歳以上の家族がいる場合、新築住宅以外の住宅を対象とし、改修が必要と認められた部分の改修費用の9割（限度額18万円）を補助する。	町民課/住民福祉班 TEL 0241-42-2118
柳津町	住環境整備助成事業	町の下水道事業（合併浄化槽を除く）により下水道整備を行う場合、下水道整備対象経費の3分の2の額を補助する。上限10万円。ただし、「介護保険による住宅改修」「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」「合併浄化槽設置事業」の助成を受けたことのない場合に限る。	町民課/保健衛生班 TEL 0241-42-2118

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
柳津町	未来の農業を担う若者応援給付金	新規就農された方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大120万円	地域振興課/農林振興班 TEL 0241-42-2116
金山町	空き家・住宅対策事業（空き家改修・既存住宅改修へ補助金交付）	移住・定住を希望する人で、空き家や住宅を改修し金山町に定住を希望する人に改修工事費の3分の2（最大100万円）の補助	復興観光課/復興政策係 TEL 0241-54-5203
金山町	住宅賃貸者生活応援事業	若者（40未満）や子育て世帯（条件あり）が金山町定住を条件に、町営住宅や個人の賃貸住宅に賃貸料を払いながら暮らしている方に対し、一月当たり5000円の「妖精の里商品券」を支給	復興観光課/復興政策係 TEL 0241-54-5203
金山町	空き家解体事業	町内に空き家を所有する人で、解体を希望する人に解体工事費の3分の2（最大100万円）の補助	復興観光課/復興政策係 TEL 0241-54-5203
昭和村	田舎暮らし体験住宅	古民家を再生し、1週間以上から昭和村の生活が体験出来る住宅を整備	NPO法人芋麻倶楽部 TEL 0241-57-2240
昭和村	空き家住宅改修援助金	空き家バンク制度に登録した物件で改修工事費の3分の2（150万円上限）	総務課/総務企画係 TEL 0241-57-2111
会津美里町	会津美里町空き家改修補助金	町空き家バンクに登録した住宅の改修費用の2分の1（上限50万円）を補助 改修費用の下限50万円以上のものが対象	まちづくり政策課/定住促進係 TEL0242-55-1171
会津美里町	会津美里町安全安心耐震促進事業	地震災害対策の実施（耐震診断・設計）個人負担6000円	建設課/管理係 TEL 0242-56-3895

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
喜多方市	喜多方市田舎暮らし支援事業補助金	市外から当市へ移住をした方が、空き家を取得または空き家の取得を検討している方がお試して空き家を賃貸する場合に、費用の一部を補助する。(最大50万円) また、引っ越し等にかかる費用を補助する。(最大10万円)	農山村振興課 TEL 0241-24-5238
喜多方市	喜多方市移住体験住宅	市への移住を希望・検討している方が気軽に喜多方での田舎暮らしを体験できるように体験住宅を設置(利用期間は1週間から3か月まで)	農山村振興課 TEL 0241-24-5238
喜多方市	創業スタートアップ支援事業	市の空き店舗を活用した新規起業・創業を促進させることを目的として、新規創業者等が空き店舗を活用して起業・創業する際の「改装費」または「家賃」の一部を補助(最大50万円)	商工課 TEL 0241-24-5247
喜多方市	老朽危険空き家等解体撤去補助金.	「喜多方市町空き家対策基本方針」の規定に基づき、助言または指導を受けている老朽危険空き家等について、市内に住所を有する事業者が発注をする空き家解体撤去工事に対して補助。 補助金対象事業費の1/3(補助限度額50万円) 原則、市内の事業者が施行する工事。	建築住宅課 TEL 0241-24-5246
喜多方市	喜多方市木造住宅耐震改修支援事業(喜多方市木造住宅改修支援事業実施要項)	耐震改修工事・・・耐震改修工事に要する費用の1/2以内かつ100万円以内～60万円以内	建築住宅課 TEL 0241-24-5246
喜多方市	喜多方市木造住宅耐震診断者派遣事業	一つ診断につき個人負担6000円	建築住宅課 TEL 0241-24-5246
北塩原村	北塩原村空き家除去及び活用促進事業補助金	除去：補助対象経費(工事請負費、産廃処分費等)の1/3を助成【上限50万円】 改修：補助対象経費(材料費、工事請負費等)の1/2を助成【上限150万円】 ※補助金の交付要件あり	総務企画課企画室 TEL 0241-23-3112
西会津町	定住住宅整備補助事業	町に住所のある45才以下の若者、町に定住する方(他の市町村からの移住する方、移住して5年以内の方等) ・中古住宅取得のための事業費300万円以上が補助対象で、購入費の10%で上限50万円を補助 ・住宅を改築・増築事業で事業費200万円以上が補助対象で、購入費の10%で上限30万円を補助	商工観光課 TEL 0241-45-2213
北塩原村	北塩原村空き家除去及び活用促進事業補助金	除去：補助対象経費(工事請負費、産廃処分費等)の1/3を助成【上限50万円】 改修：補助対象経費(材料費、工事請負費等)の1/2を助成【上限150万円】 ※補助金の交付要件あり	総務企画課企画室 TEL 0241-23-3112
西会津町	西会津町木造住宅耐震改修促進事業	耐震改修工事・・・耐震改修工事に要する費用の1/2以内かつ100万円以内～60万円以内	建設水道課 TEL 0241-45-4530

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
磐梯町	磐梯町木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣 個人負担12,320円	建設課 TEL 0242-74-1218
磐梯町	磐梯町木造住宅耐震改修支援事業	耐震診断を実施した住宅の耐震改修工事に要する費用の 2分の1(60万円～100万円上限)を補助	建設課 TEL 0242-74-1218
猪苗代町	猪苗代町定住促進事業	町内に転入して住宅を取得し居住する方を対象に新築住 宅取得の場合は最高50万円、中古住宅取得の場合は最高 30万円を補助	商工観光課商工観光係 TEL0242-62-2117
猪苗代町	猪苗代町木造住宅耐震診断者派遣事 業	耐震診断にかかる専門家派遣の個人負担6000円	建設課都市整備係 TEL 0242-62-2118
猪苗代町	猪苗代町木造住宅耐震改修支援事業	耐震診断を実施した住宅の特定の工事費の2分の1(最大 100万円)を支援	建設課都市整備係 TEL 0242-62-2118
猪苗代町	猪苗代町空き家再生等促進事業	補助の対象要件を満たす空き家の除去工事費の2分の1 (最大50万円)を支援	総務課行政管理係 TEL 0242-62-2111

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
下郷町	下郷町木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用 (個人負担12,000円)	建設課 TEL 0241-69-1177
只見町	只見町町安全安心耐震促進事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用 (個人負担7,000円)	環境整備課/地域整備係 TEL 0241-82-5270
只見町	老朽危険空き家等の解体の支援制度	町内に空き家を、南会津郡内に住所を有する事業者に発注をする除去工事で、「3年以上使用していないもの又は老朽化、積雪、暴風等による建物の倒壊又は建築資材の落下、飛散の危険性がある空き家で隣接する建物、通行人に重大な被害を及ぼす危険性があるもの」が対象。補助金対象費の3分の2以内で補助限度額30万～100万。	環境整備課/地域整備係 TEL 0241-82-5270
只見町	空き家の改修補助金	町内に定住の意思のある60歳以下の者が取得した空き家の改修並びにハウスクリーニングに係る費用の一部を補助。補助対象費用の2分の1以内で補助限度額150万円。	環境整備課/地域整備係 TEL 0241-82-5270
南会津町	南会津町木造住宅耐震診断促進事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用(個人負担12000円)	建設課/建築営繕係 TEL 0241-62-6230
南会津町	南会津町木造住宅耐震改修促進事業	耐震改修工事に要する費用の2分の1以内の額を補助(工事区分に応じて補助上限額あり。100万円～60万円)	建設課/建築営繕係 TEL 0241-62-6230
南会津町	危険空き家等除去事業補助金.	「南会津町空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、助言または指導を受けている危険空き家について、町内に住所を有する事業者が発注をする空き家除却工事に対して補助。補助金対象事業費の1/2～2/3以内、補助限度額50万～80万円。	総合政策課/地域振興係 TEL 0241-62-6210
南会津町	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	新たに合併処理浄化槽を設置する方や、既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する方に対して補助。 ・専用住宅への設置 5人槽471千円～51人槽以上2,979千円 ・専用住宅以外への設置 5人槽352千円～51人槽以上2,429千円 ・単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去 限度額90千円	環境水道課/下水道係 TEL 0241-62-6140

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
南相馬市	南相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担7000円）	建築住宅課 建築営繕係 TEL 0244-24-5255
南相馬市	南相馬市木造住宅耐震改修支援事業	耐震工事費の1/2、補助金限度60万円～100万円（県補助15万円～25万円）	建築住宅課 建築営繕係 TEL 0244-24-5255
楡葉町	木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担6000円）	建築課 建築住宅係 TEL 0240-23-6106
楡葉町	木造住宅耐震改修支援事業	耐震工事費の1/2、上限100万円	建築課 建築住宅係 TEL 0240-23-6106
楡葉町	楡葉町子育て世帯等住宅取得奨励金交付	子育て世帯（18歳以下の子どもを扶養している又は妊娠している者がいる及び若年夫婦）が新築、新築住宅の取得する際、100万円の奨励金を交付する。	建築課 建築住宅係 TEL 0240-23-6106
富岡町	富岡町木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅の耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担6,000円）	復旧課 管理係 TEL0240-22-9008
富岡町	富岡町木造住宅耐震改修支援事業	耐震診断を実施した結果、基準を満たしていないと判断された住宅の耐震改修工事費の2分の1（上限100万円）を支援	復旧課 管理係 TEL0240-22-9008
浪江町	浪江町木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担6000円）	住宅水道課 住宅係 TEL 0240-34-0232
浪江町	浪江町木造住宅耐震改修支援事業	一般耐震改修工事で補助額は費用の2分の1以内かつ1,000,000円以内の額 簡易耐震改修工事及び部分耐震改修工事で補助額は費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額	住宅水道課 住宅係 TEL 0240-34-0232
新地町	新地町木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用（個人負担6000円）	都市計画課 住宅係 TEL 0244-62-2113
新地町	新地町木造住宅耐震改修支援事業	耐震工事費の1/2、補助金限度60万円～100万円	都市計画課 住宅係 TEL 0244-62-2113

## ■県及び市町村の空き家関連支援制度一覧

自治体名	名称	内容	担当 連絡先
いわき市	いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業	耐震診断にかかる専門家派遣費用 (平成29年度 個人負担7500円)	住まい政策課 TEL 0246-22-1178
いわき市	いわき市木造住宅耐震改修支援事業	耐震工事費の1/2、補助金限度60万円~100万円	住まい政策課 TEL 0246-22-1178